

長野県アスベスト 対策センターNEWS

2020年5月 NO. 3
長野県アスベスト対策センター

長野市県町 532-3 県労働会館
電話 026(234)2116
FAX 026(234)0641
Email vi4h-kt@asahi-net.or.jp

台風19号被災地でのアスベスト対策強化を 長野市の水害被災地とがれき置き場の現場を視察 被災家屋解体時のアスベスト対策を長野市に申し入れ

■「災害協定」を使わない長野県当局

昨年10月12日、長野県に最接近した台風19号は、長野県の東北信地域、千曲川流域に甚大な水害を引き起こし、現在、官民が連携し被災地の復旧に向けた取り組みが連日続けられています。

このなかで被災した建築物に使用されているアスベストについて、長野県や長野市などの行政当局は、ホームページなどで注意喚起を呼び掛けているものの、被災住民や業者、ボランティアが建築物の解体や搬出・運搬作業に従事する際に、建材に含有するアスベストの取り扱いを規制するなどの措置は取られていません。

県議会、長野市議会でアスベストの取り扱いに関する質問があり、長野県は2018年9月に締結した、専門的な技術者団体と災害時の建築物のアスベスト問題に関する「災害協定」を発動して調査を行わない理由として、「飛散性のアスベストが使われる可能性の高い2006年以前建築の鉄筋コンクリート造りが対象」とし、「被災した建物を調べたところ使用がないと分かった」ので調査していないという答弁でした。また、長野市は、被災地区で吹き付けアスベストに関して、「アスベスト台帳」に基づき7つの事業所で調査（目視）し、損壊はないと確認、台帳にない300㎡未満の事業所も調査して損壊がないことを確認したので、長野県に対し災害協



12月中旬までがれき仮置き場だった長野市赤沼公園。「石膏ボード」の看板が見える。



がれきの中にはアスベストが含有していると思われる破片も（長野市赤沼公園）。

定に基づく調査を申請しなかったなどと答弁しました。

被害が特に深刻だった長野市の千曲川沿いの地域には、全国から6万2千人を超えるボランティアが駆けつけていただき、住宅内の清掃や

泥出し、家財搬出などの作業に従事していません。アスベストを含む床・壁の建材の解体、運搬などもボランティアが行うケースがあり、アスベストばく露対策が求められています。

長野県アスベスト対策センター（代表＝鶴飼照喜・信州大学名誉教授）は、昨年12月23日、「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」の永倉冬史事務局長を招き、地元の県議会議員、長野市議会議員とも連携して、被災地やがれき置き場の現地調査、長野県及び長野市の担当部局との懇談・意見交換を行いました。

■がれき置き場の赤沼公園…大気中アスベスト濃度は詳細検査で基準値以内

最初の調査地は千曲川堤防決壊地点に近い「赤沼公園」です。

発災直後から、地元地域の被災者宅の災害廃棄物の「勝手置場」となっていたものですが、途中から長野市の「指定仮置場」となり、基本的に9分別された災害ゴミが集積されてきたところです。長野市職員の説明を聞きながら一回りしました。

昨年12月15日でがれきの受け入れが中止となった赤沼公園は現在、山積みになっていた災害ゴミが富山県や三重県の民間事業所へ搬出され、ガソリン類や農薬などの危険物が残存しているのみとなっています。アスベスト含有が懸念される「石膏・ボード」置場には、破片が散在しています。

赤沼公園では、大気中アスベスト濃度のモニタリング調査が11月13日に実施され、繊維数濃度が2.0本/ℓと基準値を超えたことから詳細検査を行い、アスベスト繊維数が0.68本/ℓと環境基準値以内であったことが公表されています。

■堤防の決壊地点…長野市長沼支所の体育館にケイカル板使用も

長野市長沼支所や体育館は1992年の建設で、吹付アスベストは使用されていませんが、



長野市穂保の堤防決壊現場近くの風景。



濁流で破壊された消防団詰所（長野市穂保）。

壁材にアスベストが含有する「押出成形セメント板」が使われていることが多く、また、屋外のひさしの天井や駐車場の天井に「ケイカル板」が使われている可能性があります。

堤防決壊の周辺は、まるで津波に襲われたような破壊された家屋が立ち並び、被災当日のままの状態です。復興への道のりは長いと感じます。

■アクアパル千曲…危険な石膏ボードやスレートは隔離・被覆して保管

長野県の下水道最終処理場の一つである「アクアパル千曲」（長野市真島）は、災害廃棄物の指定仮置場の一つ。土砂がれきのほか冷蔵庫やテレビなどの電化製品も集積されています。

ここでは、「石膏ボード・スレート」が含まれるがれきが一カ所に集められ、特にアスベスト含有が懸念される「波型スレート」や「壁材

などのスレート板」が「危険物」として、一カ所に集められ、ブルーシートをかけて保管されていました。がれきの中から手分別で処理、回収しているとのこと。アスベストセンターの永倉氏は「モデル的な取り組み」と評価していました。分別・排出作業を管理受託している事業者は、「アライブ」という神戸市内の事業者で、これまで阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震災害、倉敷市真備町の災害などで災害廃棄物の処理を担ってきているようで、アスベスト含有が疑われる危険物の分別管理を自主的に行っているとのことでした。まさに経験とノウハウが活かされていました。

これらの現場視察で、改めて問題が浮上しました。

一つめは、他のがれき仮置場では、アスベスト含有建材が分別処理・保管されていないということ。二つめは、結果としてですが、アスベスト含有が疑われる建築廃材が災害ボランティアの手により処理され、仮置場に集積されているということです。

■長野市環境部と意見交換…公費解体・自費解体着手に向け万全の対策を

こうした現地調査の結果を踏まえて長野市の環境部環境保全温暖化対策課及び長野県の担当課と意見交換を行いました。

長野市では、被災した建築物にはアスベスト含有建材使用の可能性があります、それらの除去にあたりアスベストの飛散が懸念されることから、建築指導課で所管する「アスベスト台帳」により吹き付けアスベストが使用されている長沼地区の民間7事業所を調査、目視で「飛散の恐れなし」と確認したほか、台帳にない300㎡未満の事業所を調査し損壊がないことを確認してきましたとしています。

また、「災害時における石綿飛散防止にかかる取り扱いマニュアル」により、大気中アスベスト濃度のモニタリング調査を長沼支所周辺、災害廃棄物仮置場（6カ所）、指定避難所（7

カ所）で実施、異常がないと報告されました。

長野市が単独で調査している点は評価できませんが、レベル1の吹付アスベストへの対応が中心で、レベル2の保温材や断熱材、レベル3の床や壁、天井などの建材への対応は手がついていない現状が明らかになりました。

被災家屋の片付け等に従事する住民、ボランティアに対し、アスベストを遮断できる防塵マスク（DS2マスクなど）の配布や告知、アスベスト対策の啓発が行われてこなかったことは教訓とすべきです。長野市担当者も「指摘はもっともであり、アスベスト対策の認識をより深め、反省点としたい」と述べました。

問題はこれからです。被災建物の「公費解体」が2月頃から始まります。また、公費解体の実施時期が不明なことから自費解体を選択し、解体に着手する被災住宅もあります。公費解体には、全国から解体業者が集まることになり、事業者へのアスベスト対策の徹底、被災住民への徹底が不可欠となります。

長野市では環境部生活環境課内に「公費解体対策室」が設置され住民への説明会が始まりました。十分な事前調査や解体工事にあたってのアスベスト飛散防止策など万全の対策を準備していくことが重要です。

■長野県と意見交換…「災害時における被災建築物のアスベスト調査の協定」運用が課題に

長野県では、環境部門と建築部門の担当課と意見交換しました。

長野県は2018年9月に「災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定」を「一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会」などの専門家3団体と締結しました。

しかし、今回の台風災害で、県は「飛散性のアスベストが使われる可能性の高い2006年以前建築の鉄筋コンクリート造りが対象」に限定したうえで、「損壊家屋が発生した長野市では、市の独自調査により飛散の恐れがない」との報告を踏まえ、協定を発動しなかったと改め

て述べました。「協定」では吹付アスベストなどレベル1対応に限定はしていないのですが、運用上「限定」しているということが判明し、改めて「運用の改善」を求めました。

また、県でアスベスト簡易検査機「アナライザー」（1台約750万円）を購入し、公費解体などに備えるよう求めました。担当課では予算要求はしているが「未定」と答弁しました。

■行政責任で被災者・ボランティアにアスベスト対策の徹底を

今回の現場視察と長野県・長野市との意見交換会を通して、総じてアスベストの規制対策

が、災害の緊急性を理由に置き去りにされている実態が明らかになりました。長野県がアスベスト関連の専門家団体と締結した「災害協定」も、今回の事態で発動しなければ何のための協定かと言わざるをえません。また、建材に含有されているアスベスト対策がほとんど実施されていない事実も確認されました。

2020年になっても、長野市ではボランティアが活動しています。長野県アスベスト対策センターは、被災住民、ボランティア、そして関連業者に対して、行政責任で十分なアスベスト対策を実施するように強く求めていく方針です。

長野市に8項目のアスベスト対策を要請



長野市に要請書を提出する鶴飼照喜代表。

県アスベスト対策センターは2月10日、台風19号によって被災した住宅の公費解体が始まることを見据え、家屋の建材等に含まれるアスベスト対策の強化を長野市に要請しました。

テレビや新聞など、マスコミでも取り上げられました。報道を通じて、アスベストの危険性と飛散防止策の重要性についての認識が広がりました。

■12月の意見交換後、注意喚起と防塵マスクの配布が始まる

長野市では、県アスベスト対策センターとの12月の意見交換の場での要望・提案を受け止

め、今年2月に入って、被災住民・ボランティア・解体事業者向けそれぞれに、注意喚起と法令順守を周知するチラシを作成・配布するとともに、ボランティアセンターでは解体作業等に従事する場合にアスベスト対策用の防塵マスク（DS2）の無償配布を始めています。『広報ながの』4月号でも市民向けに注意喚起を促すと回答しました。

■技術者団体と連携した万全なアスベスト対策など8項目を要請

今回の要請では、市のこうした取り組みを評価し踏まえつつも、被災住民やボランティア、解体事業者などで働く労働者の命と健康を守るため、改めてアスベストの飛散・ばく露防止の徹底、対策の強化を求めました。

市からは、環境部長をはじめ環境保全温暖化対策課、公費解体対策室、ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会が出席しました。

要請事項は、ボランティアに対する注意喚起の徹底と防塵マスクのつけ方の説明会の開催などさらに対策を徹底すること、自費解体・公費

解体が始まる中、解体業者に対し、特にレベル3とされる床や壁・天井などの建材に含まれるアスベストの取り扱いに関し、厚生労働省の「石綿障害予防規則」や「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」などの指針に沿って指導を徹底すること、安全対策を怠る悪質業者を排除するため、アスベスト対策を事業者選定条件に盛り込むこと、専門的な技術者団体と連携し、被災家屋の解体前にアスベスト含有建材等の現地調査・チェックをすること、がれき仮置場でアスベスト含有が懸念される「波型スレート」や建材などの「スレート板」などの分別、飛散防止策を徹底することなど8項目。

■公費解体の全家屋を長野市がアスベスト調査

長野市の環境部長は、「要請事項や提案をしっかりと受け止め、アスベストによる健康被害が起きないように法令順守と啓発を進めていきたい」との基本姿勢を示すとともに、公費解体では解体工事業協会と請負契約を締結し、仕様書にアスベスト対策を盛り込むとともに、専門的な調査者の同席のもとで対象となる全家屋を調査し、工事中においても適宜立ち入り調査を実施する考えを明らかにしました。

しかしながら、自費解体では「民間対民間の契約」となることから調査対象から除外するとし、監視・チェックが行き届かないことも明らかになりました。

自費解体においてもレベル1・レベル2のアスベスト事前調査及び飛散防止策は法的に義務化されていますから、民間事業者の工事を監督・監視する責任は長野市にあるはずで、回答の趣旨を確認・吟味することが必要です。

■ボランティア、解体作業を想定せず

発災から災害ボランティアの受け入れを行ってきたボランティアセンターでは、ボランティアの作業として「壁や床の除去などの解体作業を想定していなかった。アスベストに触れることはないものと考えていた」とする一方、事業

者から寄付された防塵マスクを10月末段階から必要に応じ配布してきたとしました。

しかし、実際は壁や床の建材の除去作業は行われています。がれきの仮置場となっている長野市真島の「アクアパル千曲」（県の下水道最終処理場）に危険なスレート材が保管されていることから明らかです。

■抜き打ち調査の実施やアスベスト調査の履歴を残す「台帳」作成を提案

センター側からは、熊本地震での公費解体で熊本市がアスベストがしっかり分別されているか抜き打ち調査していた事例を紹介し、抜き打ち検査の実施を提案するとともに、万が一ボランティアや事業者の労働者に健康被害が生じた場合、いつ、どこでばく露したかなどが追跡調査できるよう、活動状況を把握できる台帳作成の必要性も指摘されました。

■中央環境審議会…レベル3も法的規制対象とする答申をさらに上回る対策を

本年1月末にまとめられた中央環境審議会の「今後の石綿飛散防止の在り方について」の答申では、レベル3建材も特定剣突材料に追加し、作業基準の策定、事前調査の実施等、法の規制対象とすること、事前調査の方法を定め、一定の知見を有する者が調査を行うことなどを打ち出しました。

災害時における自費解体・公費解体が始まる中、中央環境審議会の答申を踏まえた先見性ある取り組みが求められています。

私たちの要請によって長野市のアスベスト対策は前進しましたが、より十分な監視の下で公費解体や被災地でのボランティアの作業が実施されてるように、引き続き取り組みをすすめていきたいと思います。

災害時の家屋解体作業で、アスベストによる健康被害を一人も出さないために！

2020年2月10日

長野市長
加藤久雄様

長野県アスベスト対策センター
代表 鶴飼照喜

台風19号被災地でのアスベスト対策強化を求める要請書

日頃の市民生活向上に向けたご活躍に対し心から敬意を表します。

昨年10月12日から13日にかけて、長野県に最接近した台風19号は千曲川流域に甚大な水害を引き起こし、現在、官民が連携し被災地の復旧に向けた取り組みが続けられています。

被害が特に深刻だった長野市の千曲川沿いの地域には、全国から6万2千人を超えるボランティアが駆けつけていただき、住宅内の清掃や泥出し、家財搬出などの作業に従事しています。一方、アスベストを含む床・壁の建材の解体、運搬などもボランティアが行うケースがあり、アスベストばく露対策が求められている状況にあります。

長野県アスベスト対策センターは昨年12月23日、被災地やがれき置き場の現地調査、長野県及び長野市の担当部局との懇談・意見交換を行いました。私たちは、この現場視察や意見交換を通じて、被災地におけるアスベスト対策が、被災住民やボランティア、関連業者で働く労働者の命と健康を守るために、早急に強化することが求められていると強く感じました。

よって、以下の事項を要請いたしますので、早急に実現していただけるように要望いたします。

記

1. 自費解体が始まり、公費解体が準備されるなか、被災地におけるアスベスト対策が早急に求められていると考えますが、長野市行政当局としての基本認識をお聞かせください。
2. 長野市が被災地に入るボランティアに対して、防塵マスクの配布を開始された点については高く評価します。さらに、ボランティア向けのアスベストに関するチラシ配布などにより注意を喚起し、マスクのつけ方の説明会の開催など、さらに対策を徹底されるように求めます。
3. 「自費解体」「公費解体」が始まっていますが、解体業者に対して、アスベストを含有する建材の取り扱いに関して注意を喚起してください。特に、床や壁、天井などの建材に含有するアスベスト（レベル3）の取り扱いに関して、厚生労働省「石綿障害予防規則」「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」などの指針に沿って作業するように指導を徹底してください。
4. 公費解体における業者選定にあたっては、安全対策を怠るような悪質業者を排除するとともに、アスベスト対策を選定条件の一つに挙げてください。
5. アスベストを専門とする技術者団体と連携し、被災建物の解体前に、対象となる建築物にアスベストを含む建材が使用されていないか現場調査をしてください。
6. 長野市、地区住民自治協議会などが主催して、被災地域の住民を対象にアスベストに関する研修会を開催してください。
7. 被災建築物の解体によって出るがれきの仮置き場で、アスベスト含有が懸念される「波型スレート」や壁材などの「スレート板」などの建材の分別、飛散防止対策を徹底してください。
8. 長野県の「災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定」のマニュアルを改定し、アスベストが含有すると思われる建材（レベル3）も調査対象とするように、長野市として長野県に要請してください。また、長野市独自のアスベストに関する技術者団体との災害協定の締結を検討してください。

以上

長野市での6回目のアスベスト相談に9件の相談

県アスベスト対策センターは2019年5月26日、長野市の県労働会館で第6回アスベスト面談・電話相談会を開きました。

相談は面談が9件、電話が3件で計9件ありました。今回は、かつてアスベスト製品を製造していた事業所がある飯綱町に事前に宣伝チラシを新聞折込で全戸に入れました。その結果、2人の飯綱町居住者から相談がありました。

特徴的な相談は「18歳から大工をしている。吹き付けアスベストをはがす作業もしていた。病院でアスベスト肺と診断された。労災申請をしたいが企業が証明してくれない」「アスベストに関係する職場で働いたことはない。しかし、一昨年CTを撮り中皮腫と診断された。昨年も変わらないと診断で経過観察中。自宅が事業所N（かつてアスベスト製造していた工場）から300メートルくらいで40年間居住している」「15歳から8年間、アスベストの織物を作る作業をした。コンロの芯の部分の加工作業も。工場の中がアスベストでもうもうとしていた」「アスベストに関連した事業所Nから100メートルに居住している。現在、肺の石灰化があるが異常はなし」「マンション・ビルで空調設備の設置作業をしていた。1996年、アスベスト肺と診断された。最近、肺機能が低下している。2006年にびまん性胸膜肥厚の疑いと診断。じん肺診断で申請したが、長野労働局が受け付けなかった」などの相談が寄せられま

した。

2019年11月6日には、相談を受け付けた方たちに、健康状態に変化がないか、新たな相談事項はないかなどを問う手紙を送付しました。

■アスベスト相談から長野市・松本市の相談者2人がそれぞれ労災が認定される

2018年11月23日に松本市で開いたアスベスト相談会で相談を受け付けた長野市のSさんは肺がんの診断、安曇野市のTさんは中皮腫の診断を受けていました。この2人対して、県アスベスト対策センターとして労災認定に向けた支援活動をしました。

長野市のSさんは、勤務先でボード張り作業に従事し、43歳の時に一人で会社を立ち上げ、労災保険に特別加入していました。病院から肺がん、胸膜プラークもあると診断されました。相談を受けて労基署への労災申請を支援し、2019年8月に労災に認定され、休業補償、医療補償が適用されています。

安曇野市のTさんは電気工です。公共建物の電気配線の作業が多く、天井に入りダクトまわりの断熱材に触れたり、吹き付け材があるなかで配線や電線修理をしていました。1983年に独立、労災には特別加入していました。2018年11月に悪性胸膜中皮腫と診断されました。センターとして労災申請の支援を行い認定にこぎつけました。

松本市での相談会には6件の相談が

第7回アスベスト面談・電話相談会を2019年11月24日、松本市勤労会館で開きました。相談は面談が5件、電話が1件の計6件でした。

特徴的な相談内容は「18歳から勤めて技術設計の仕事をして、30歳で独立。電気工事、設備設置などの業務に従事した。床下にもぐったり、断熱材をはがすなどの作業も行った。病院でCT検査し、胸部に小結節が多発していると診断された。いま、息苦しい」「冷暖房設備、水まわり設備設置などの仕事をしたあと、設備関係の仕事をして、水道設備の仕事になった。コンクリートをはがして水道管の設置、家の中の配管工事など。2019年10月、肺炎で入院し水が溜

まっている状態だった。1年ほど前から体力の低下が激しい」「10年前まで自衛隊に勤務、営繕関係の仕事をした。建物内部の修理や解体作業、塗装などで東日本各地で業務に従事。石綿板の取り扱いもした。作業中にマスクをしていたかどうかは記憶がない。2018年2月、肺気腫と診断されたが、その後大丈夫と診断。朝夕、息を吸うとき、胸がごろごろする」などでした。

各々の相談者に健康管理手帳の取得をすすめたり、労働局の石綿検査の指定病院での再検査をすすめたりする対応をしました。

飯田市・明星保育園のアスベスト飛散問題 長野県は第三者委員会を設置して事実関係の解明を

飯田市の私立・明星保育園で2018年12月、園児が在園中にアスベスト飛散が疑われる工事が行われていました。この保育園では、天井裏の鉄骨に毒性の強いアモサイト（茶石綿）が吹き付けられていましたが、施工業者はアスベスト飛散防止対策を取らないまま天井板を剥がす工事を、園児が在園中に行っていました。

防じんマスク、防じん服という作業員の姿を見た保護者がアスベスト工事ではないかと指摘して事態が発覚しました。その後も、保護者から事前の調査、届出、掲示などの不備を相次いで指摘され、保育園は工事を一旦中止、長野県や労働局も現地に入り、労働安全衛生法や大気汚染防止法に基づく行政指導が行われました。

中皮腫・じん肺・アスベストセンターはこの間、保護者とともに、園の責任や飯田市・長野県の行政責任について問いただすとともに、第三者委員会を設置して事実関係を詳細に明らかにすることを求めてきました。

2019年12月23日、中皮腫・じん肺・アスベストセンターの永倉冬史事務局長と県アスベスト対策センターの鶴飼照喜代表、保護者も交えて、長野県担当部局と意見交換を行いました。

アスベストセンター、対策センター、保護者は、第三者委員会を県が設置し、園児たちに何が起こったのか客観的な調査、資料をまとめ、長期間の保存を要請しました。また、県による市町村への大気汚染防止法の周知事業が不十分



毎日新聞は全国1面で報じた。

であったことが、園の工事を行った事業者、園、工事設計業者の顛末書から読み取れるが、県内のほかの市町村でも同様のケースがあるのではないかと、この点についての行政業務の検証が必要であることなどの点を指摘しました。

長野県は、すでに事実経過は確認したとし、改めて第三者委員会を設置して調査する必要はないと答弁しました。議論は平行線で終わり、引き続き協議を継続していくこととなりました。

今年2月10日には、長野県の担当部局に鶴飼代表、永倉氏などが訪問し懇談しましたが、長野県の態度に変化はありませんでした。

新型コロナウイルスの影響で県との協議は中断していますが、今後も第三者委員会を設置し、改めて事実関係を確認するように求めていきます。

JR長野総合車両センターを16人で現場視察

JR長野総合車両センターは、国鉄時代からアスベストを含む製品の製造や、アスベストが使用されている車両の整備などを行うため、労働者へのアスベストばく露対策が最も求められている職場です。さらに、ここ2～3年は、建物の波型スレート板が老朽化により腐朽し、アスベストを含有するほこりが何回も発見されるなど、日常業務と職場環境すべてにアスベスト対策の徹底が求められています。国労組合員で58歳の若さで亡くなった小林信五さんの悲劇を二度と繰り返してはなりません。

県アスベスト対策センターは1月29日、役

員や関係者16人でJR長野総合車両センターを視察しました。当初は、国労を通じてアスベスト問題に特化した現場視察を受け入れるように折衝してもらいましたが、JR長野支社が受け入れを拒否しました。その後、県労組会議（長野県平和・人権・環境労働組合会議）として一般見学を支社に要請し、ようやく受け入れが実現しました。

「一般見学」のため、アスベスト問題について現場での質疑は不十分に終わりましたが、どのような職場環境で労働者が働いているのか、現場を見ることにより理解が進みました。